

静岡県庁舎及び中・西部地区総合庁舎電気需給契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県庁本館、東館、別館、西館、静岡総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎の電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県庁本館、東館、別館、西館、静岡総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和7年4月1日（供給開始日）午前0時から令和8年3月31日午後12時とする。
契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県庁本館、東館、別館、西館、静岡総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙は、当該地域の一般送配電事業者と締結する託送供給契約により電気の供給を行う。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』）

第8条 『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』は次により算定する。

『落札者の入札書別紙の各料金ごとの計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』）

第9条 『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金単価を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』）

第10条 『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金区分を記載する』

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。燃料費調整単価は燃料価格反映部分(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と卸市場単価(卸電力市場価格の変動分)を含むものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

乙は、施設ごと(「本館、東館、別館」「西館」「静岡総合庁舎」「藤枝総合庁舎」「中遠総合庁舎」「北遠総合庁舎」及び「浜松総合庁舎」)の内訳明細を請求書ともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

- (2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 甲又は乙が、原則として 60 日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（料金の精算）

第 20 条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第 21 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第 22 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

(甲)

静岡県知事 鈴木 康 友

(乙)

静岡県庁舎及び中・西部地区総合庁舎電気需給仕様書(案)

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で
令和 年 月 日付けで締結した静岡県庁本館、東館、別館、西館、静岡総合庁舎、藤枝
総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎の電気需給については、契約書
に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所、契約電力（契約上使用できる最大電力をいう）、年間予定使用電力量

施設	需要場所	契約電力 (kW)	予定使用 電力量 (kWh)
静岡県庁 本館 東館 別館	静岡県静岡市葵区追手町9番6号	別紙3の とおり	9,018,000
静岡県庁 西館			1,660,000
静岡総合庁舎	静岡県静岡市駿河区有明町2番20号		722,500
藤枝総合庁舎	静岡県藤枝市瀬戸新屋362番1号		317,000
中遠総合庁舎	静岡県磐田市見付3599番1号		513,900
北遠総合庁舎	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島559番		138,000
浜松総合庁舎	静岡県浜松市中央区中央1丁目12番1号		708,100
合 計			13,077,500

(2) 業種及び用途

官公署(事務所)

2 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽 別紙 3 のとおり

(2) 力率 100%を予定

(3) 予備線契約電力 2,750kW（静岡県庁本館、東館、別館のみ）

(4) 契約期間の電力消費計画 別紙 1－1、1－2 のとおり

(5) 過去 4 年間の電力消費実績 別紙 2－1、2－2 のとおり

(6) 予備線（静岡県庁本館、東館、別館のみ）

常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常
時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で甲が必要とする電力を供給する。

(7) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日 令和 7 年 4 月 1 日 午前 0 時

イ 使用期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 その他

契約書第15条による電気料金の請求書の内訳として、施設ごと（「本館、東館、別館」「西館」「静岡総合庁舎」「藤枝総合庁舎」「中遠総合庁舎」「北遠総合庁舎」並びに「浜松総合庁舎」）の契約電力、当月使用電力量、当月最大電力及び力率測定用有効電力量が入力されたデータを作成し、甲に提出する。

別紙1-1

庁舎別電力消費計画一覧表
(静岡県庁)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

※本館、東館、別館の時間帯別予定電力量のデータであるが、時間帯別の料金設定を強制するものではない。ただし、時間帯別の料金設定を行なう場合は、下記の日付、時間とすること。

(静岡県庁本館、東館、別館)						
月	予定 力率	予定 最大電力	時間帯別使用予定電力量			
			昼間時間	夜間時間	重負荷時間	計
4月	100%	1,656 kw	400,000 kWh	253,000 kWh		653,000 kWh
5月	100%	1,896 kw	377,000 kWh	296,000 kWh		673,000 kWh
6月	100%	2,392 kw	508,000 kWh	250,000 kWh		758,000 kWh
7月	100%	2,600 kw	240,000 kWh	315,000 kWh	328,000 kWh	883,000 kWh
8月	100%	2,664 kw	262,000 kWh	311,000 kWh	367,000 kWh	940,000 kWh
9月	100%	2,432 kw	222,000 kWh	290,000 kWh	305,000 kWh	817,000 kWh
10月	100%	2,160 kw	465,000 kWh	254,000 kWh		719,000 kWh
11月	100%	1,960 kw	413,000 kWh	257,000 kWh		670,000 kWh
12月	100%	2,176 kw	477,000 kWh	264,000 kWh		741,000 kWh
1月	100%	2,200 kw	459,000 kWh	286,000 kWh		745,000 kWh
2月	100%	2,272 kw	436,000 kWh	248,000 kWh		684,000 kWh
3月	100%	2,040 kw	479,000 kWh	256,000 kWh		735,000 kWh
計			4,738,000 kWh	3,280,000 kWh	1,000,000 kWh	9,018,000 kWh

(静岡県庁西館)			
月	予定 力率	予定 最大電力	使用予定電力量
4月	100%	322 kw	100,000 kWh
5月	100%	559 kw	101,000 kWh
6月	100%	718 kw	149,000 kWh
7月	100%	751 kw	192,000 kWh
8月	100%	768 kw	210,000 kWh
9月	100%	710 kw	174,000 kWh
10月	100%	605 kw	116,000 kWh
11月	100%	331 kw	101,000 kWh
12月	100%	552 kw	122,000 kWh
1月	100%	598 kw	139,000 kWh
2月	100%	569 kw	131,000 kWh
3月	100%	482 kw	125,000 kWh
計			1,660,000 kWh

重負荷時間	7月1日から9月30日の午前10時から午後5時まで。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。
昼間時間	午前8時から午後10時まで。ただし、重負荷時間と重なる時間、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除く。
夜間時間	重負荷時間及び昼間時間以外の時間。

別紙1ー2

庁舎別電力消費計画一覧表
(中・西部地区総合庁舎)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

静岡総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	232 kW	47,500 kWh	
	5月	100%	162 kW	46,800 kWh	
	6月	100%	302 kW	54,200 kWh	
	7月	100%	324 kW	75,000 kWh	
	8月	100%	324 kW	84,700 kWh	
	9月	100%	315 kW	70,900 kWh	
	10月	100%	288 kW	52,700 kWh	
	11月	100%	226 kW	48,700 kWh	
	12月	100%	245 kW	60,000 kWh	
	1月	100%	251 kW	57,600 kWh	
	2月	100%	248 kW	61,400 kWh	夏季 230,600
	3月	100%	251 kW	63,000 kWh	その他 491,900
	計			722,500 kWh	合計 722,500

藤枝総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	87 kW	21,600 kWh	
	5月	100%	87 kW	21,400 kWh	
	6月	100%	118 kW	24,600 kWh	
	7月	100%	132 kW	31,500 kWh	
	8月	100%	139 kW	34,800 kWh	
	9月	100%	138 kW	32,500 kWh	
	10月	100%	113 kW	22,100 kWh	
	11月	100%	90 kW	21,000 kWh	
	12月	100%	116 kW	26,000 kWh	
	1月	100%	115 kW	28,400 kWh	
	2月	100%	116 kW	26,900 kWh	夏季 98,800
	3月	100%	111 kW	26,200 kWh	その他 218,200
	計			317,000 kWh	合計 317,000

中遠総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	120 kW	30,900 kWh	
	5月	100%	197 kW	30,200 kWh	
	6月	100%	227 kW	38,700 kWh	
	7月	100%	235 kW	58,800 kWh	
	8月	100%	234 kW	67,200 kWh	
	9月	100%	232 kW	57,000 kWh	
	10月	100%	228 kW	34,300 kWh	
	11月	100%	157 kW	30,900 kWh	
	12月	100%	165 kW	41,300 kWh	
	1月	100%	176 kW	43,500 kWh	
	2月	100%	174 kW	41,500 kWh	夏季 183,000
	3月	100%	168 kW	39,600 kWh	その他 330,900
	計			513,900 kWh	合計 513,900

北遠総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	25 kW	7,500 kWh	
	5月	100%	26 kW	7,700 kWh	
	6月	100%	69 kW	9,600 kWh	
	7月	100%	71 kW	16,400 kWh	
	8月	100%	71 kW	18,600 kWh	
	9月	100%	67 kW	15,800 kWh	
	10月	100%	62 kW	8,500 kWh	
	11月	100%	25 kW	7,600 kWh	
	12月	100%	55 kW	10,700 kWh	
	1月	100%	56 kW	12,500 kWh	
	2月	100%	55 kW	12,300 kWh	夏季 50,800
	3月	100%	52 kW	10,800 kWh	その他 87,200
	計			138,000 kWh	合計 138,000

浜松総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	178 kW	47,200 kWh	
	5月	100%	209 kW	47,000 kWh	
	6月	100%	288 kW	55,800 kWh	
	7月	100%	286 kW	74,600 kWh	
	8月	100%	296 kW	80,700 kWh	
	9月	100%	288 kW	70,300 kWh	
	10月	100%	283 kW	51,000 kWh	
	11月	100%	211 kW	48,100 kWh	
	12月	100%	227 kW	58,000 kWh	
	1月	100%	290 kW	59,800 kWh	
	2月	100%	242 kW	56,600 kWh	夏季 225,600
	3月	100%	238 kW	59,000 kWh	その他 482,500
	計			708,100 kWh	合計 708,100

5庁舎合計	2,399,500 kWh
-------	---------------

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

別紙2－1 庁舎別電力消費実績一覧表
(静岡県庁)

本館、東館、別館 ※令和4年10月～令和5年3月は昼間・夜間・重負荷時間帯別の使用電力量データなし

最大使用電力(kw)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
4月	1,688	1,592	1,656	1,536	1,576
5月	1,840	1,816	1,816	1,896	1,776
6月	2,472	1,928	2,392	2,320	2,152
7月	2,440	2,416	2,400	2,600	2,648
8月	2,728	2,664	2,648	2,640	2,688
9月	2,600	2,392	2,344	2,432	2,632
10月	1,872	2,128	2,136	2,160	
11月	1,776	1,960	1,600	1,704	
12月	2,192	2,176	2,104	1,976	
1月	2,128	2,144	2,200	1,936	
2月	2,200	2,272	2,112	1,928	
3月	1,984	2,040	1,824	1,888	

使用電力量(昼間)(kwh)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
4月	402,560	401,296	402,664	395,424	387,136
5月	357,392	383,744	380,624	364,448	378,352
6月	533,288	492,368	515,472	513,760	476,512
7月	230,608	244,128	233,848	240,688	256,992
8月	248,400	253,240	265,352	265,072	263,504
9月	227,416	211,328	223,640	229,776	214,504
10月	470,000	475,600		447,992	
11月	400,608	426,144		411,768	
12月	474,296	489,512		465,392	
1月	465,376	469,544		440,544	
2月	439,096	446,912		421,520	
3月	501,280	479,536		455,008	
合計	4,750,320	4,773,352	2,021,600	4,651,392	

使用電力量(夜間)(kwh)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
4月	260,928	261,144	247,192	250,288	254,472
5月	314,520	291,592	295,544	298,520	297,080
6月	256,464	242,752	248,928	257,592	254,608
7月	310,672	330,192	306,416	307,992	301,344
8月	315,960	321,616	302,120	308,936	330,776
9月	294,776	278,144	294,632	296,008	306,208
10月	244,256	254,224		262,784	
11月	268,216	249,656		253,000	
12月	268,640	258,816		264,168	
1月	287,600	281,968		287,000	
2月	247,376	245,888		248,072	
3月	256,008	250,672		260,312	
合計	3,325,416	3,266,664	1,694,832	3,294,672	

使用電力量(重負荷時間)(kwh)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
7月	323,208	331,200	325,768	345,984	380,936
8月	365,824	353,936	382,968	385,072	379,864
9月	327,200	290,000	312,272	328,472	313,768
合計	1,016,232	975,136	1,021,008	1,059,528	1,074,568

使用電力量(合計)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
4月	663,488	662,440	649,856	645,712	641,608
5月	671,912	675,336	676,168	662,968	675,432
6月	789,752	735,120	764,400	771,352	731,120
7月	864,488	905,520	866,032	894,664	939,272
8月	930,184	928,792	950,440	959,080	974,144
9月	849,392	779,472	830,544	854,256	834,480
10月	714,256	729,824	688,936	710,776	
11月	668,824	675,800	642,520	664,768	
12月	742,936	748,328	735,272	729,560	
1月	752,976	751,512	747,656	727,544	
2月	686,472	692,800	689,168	669,592	
3月	757,288	730,208	711,048	715,320	
合計	9,091,968	9,015,152	8,952,040	9,005,592	

西館

最大使用電力(kw)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
4月	343	300	317	322	307
5月	478	494	559	331	499
6月	648	576	718	629	653
7月	612	708	694	751	751
8月	761	727	768	744	744
9月	689	677	677	710	713
10月	307	581	605	586	
11月	372	331	305	307	
12月	540	552	542	526	
1月	566	564	598	533	
2月	499	569	499	511	
3月	456	482	449	473	

使用電力量(kwh)					
年度	R2	R3	R4	R5	R6
4月	99,158	99,115	100,027	99,506	92,335
5月	92,515	101,215	99,490	99,996	102,646
6月	147,535	149,057	149,078	148,706	137,887
7月	165,833	198,048	186,864	189,710	202,294
8月	195,624	209,743	213,876	204,331	204,386
9月	168,588	166,723	176,270	177,578	176,225
10月	109,978	123,972	112,877	110,206	
11月	98,150	104,693	101,083	96,631	
12月	129,619	125,638	121,111	117,754	
1月	147,190	148,310	141,530	126,067	
2月	128,117	142,080	131,093	119,654	
3月	132,948	131,114	122,760	120,322	
合計	1,615,255	1,699,708	1,656,059	1,610,461	915,773

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

別紙2－2 庁舎別電力消費実績一覧表
(中・西部地区総合庁舎)

静岡総合庁舎

庁舎		最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
静岡総合庁舎	4月	220	145	224	178	232	
	5月	142	156	151	145	162	
	6月	302	182	297	292	302	
	7月	298	296	300	309	324	
	8月	306	297	299	309	324	
	9月	309	296	291	298	315	
	10月	262	288	286	283		
	11月	170	226	185	192		
	12月	244	231	245	245		
	1月	246	232	248	251		
	2月	245	248	236	245		
	3月	234	234	236	251		
	合計						

庁舎		使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
静岡総合庁舎	4月	51,613	48,702	47,789	45,850	46,830	
	5月	46,747	48,017	46,286	45,986	46,753	
	6月	56,243	52,502	55,048	55,003	53,481	
	7月	73,843	75,251	75,064	74,548	80,886	
	8月	82,019	85,088	83,771	85,141	83,200	
	9月	71,625	69,942	67,432	75,158	72,330	
	10月	52,296	57,082	49,466	51,530		
	11月	47,106	50,766	47,109	47,940		
	12月	65,002	55,741	62,508	61,709		
	1月	66,851	45,536	63,403	63,782		
	2月	62,888	59,131	61,855	63,058		
	3月	68,339	63,526	60,610	64,783		
	合計	744,572	711,284	720,341	734,488	383,480	

中遠総合庁舎

庁舎		最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
中遠総合庁舎	4月	98	98	118	103	120	
	5月	97	158	192	197	178	
	6月	222	213	227	226	227	
	7月	226	226	229	230	235	
	8月	228	227	230	227	234	
	9月	226	225	228	229	232	
	10月	101	227	228	223		
	11月	105	157	107	109		
	12月	169	160	165	158		
	1月	169	165	171	176		
	2月	168	167	166	174		
	3月	157	168	161	159		
	合計						

庁舎		使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
中遠総合庁舎	4月	29,556	30,591	32,647	29,196	31,954	
	5月	26,990	29,369	31,782	29,281	32,394	
	6月	37,685	39,768	39,544	36,783	36,385	
	7月	49,989	54,979	66,995	54,206	57,973	
	8月	58,220	69,813	71,478	60,287	70,077	
	9月	50,098	59,031	56,677	55,112	58,683	
	10月	30,544	39,447	30,405	32,815		
	11月	29,496	32,938	29,478	30,038		
	12月	40,505	42,734	40,808	40,217		
	1月	41,743	45,468	41,490	43,314		
	2月	39,520	43,851	40,203	40,160		
	3月	38,661	39,506	39,483	39,552		
	合計	473,007	527,495	520,990	490,961	287,466	

浜松総合庁舎

庁舎		最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
浜松総合庁舎	4月	173	154	178	161	178	
	5月	230	209	197	199	159	
	6月	273	245	278	248	288	
	7月	278	283	286	284	283	
	8月	292	290	296	288	288	
	9月	289	267	287	288	278	
	10月	160	283	235	234		
	11月	163	211	150	206		
	12月	231	220	227	219		
	1月	242	290	243	242		
	2月	240	239	242	236		
	3月	221	213	214	238		
	合計						

庁舎		使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
浜松総合庁舎	4月	48,959	46,645	47,303	47,497	47,085	
	5月	45,203	45,434	46,756	48,523	47,632	
	6月	56,975	51,525	58,622	57,241	50,094	
	7月	72,740	72,204	76,859	74,544	74,722	
	8月	79,098	79,936	81,402	80,530	74,127	
	9月	69,426	70,590	68,841	71,448	65,935	
	10月	51,521	54,078	50,210	48,644		
	11月	46,410	48,791	46,427	48,794		
	12月	58,325	57,737	58,022	57,997		
	1月	60,471	59,840	60,790	58,637		
	2月	55,590	56,111	57,763	55,923		
	3月	58,749	59,603	57,816	59,410		
	合計	703,467	702,494	710,811	709,188	359,595	

藤枝総合庁舎

庁舎		最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
藤枝総合庁舎	4月	68	68	73	66	87	
	5月	91	66	76	74	87	
	6月	112	100	118	104	118	
	7月	108	112	115	116	132	
	8月	121	120	121	109	139	
	9月	120	111	109	111	138	
	10月	65	103	99	113		
	11月	78	89	77	90		
	12月	112	105	108	116		
	1月	116	115	107	115		
	2月	118	116	110	113		
	3月	100	99	96	111		
	合計						

庁舎		使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
藤枝総合庁舎	4月	21,438	21,761	22,272	20,686	21,356	
	5月	20,562	21,258	21,880	21,036	21,815	
	6月	23,876	22,937	25,245	25,490	24,906	
	7月	30,651	30,077	34,764	29,617	33,069	
	8月	30,958	35,461	37,567	31,204	36,104	
	9月	26,892	34,728	34,215	28,267	30,139	
	10月	21,870	23,836	21,147	21,157		
	11月	20,793	21,545	20,622	20,623		
	12月	25,264	26,693	26,986	24,281		
	1月	27,042	30,290	29,005	25,716		
	2月	24,896	28,946	26,954	24,675		
	3月	26,091	27,291	24,514	26,713		
	合計	300,333	324,823	325,171	299,465	167,389	

北遠総合庁舎

庁舎		最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
北遠総合庁舎	4月	28	25	24	24	24	
	5月	28	26	25	24	24	
	6月	58	56	61	69	64	
	7月	63	62	62	71	70	
	8月	66	66	62	71	69	
	9月	66	60	60	67	67	
	10月	30	57	35	62		
	11月	29	25	24	25		
	12月	57	47	45	55		
	1月	49	49	46	56		
	2月	50	49	55	55		
	3月	46	45	51	52		
	合計						

庁舎		使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	
北遠総合庁舎	4月	9,232	7,622	7,352	7,259	7,432	
	5月	9,118	7,559	7,678	7,619	7,978	
	6月	12,767	8,912	9,686	9,961	10,427	
	7月	18,219	15,889	16,166	17,023	17,016	
	8月	19,093	19,274	18,215	18,049	21,235	
	9月	16,595	15,482	16,077	15,607	16,483	
	10月	10,014	9,537	7,870	7,840		
	11月	9,604	7,682	7,449	7,668		
	12月	12,656	10,653	10,865	10,446		
	1月	12,659	12,495	11,993	12,940		
	2月	11,895	11,643	12,542	12,484		
	3月	10,919	10,415	10,950	10,794		
	合計	152,771	137,163	136,843	137,690	80,571	

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は原則として電力量計算期間の初日の属する月とする。

別紙3

庁舎別概要一覧表

[illegible]